

## 市政情報PRポスター作成業務委託(単価契約)仕様書(債務負担行為)

### 1 業務内容

受注者は発注者の指示に従い、次に定める内容により、市政情報PRポスターの作成に係る業務を実施する。

(1)発注者が提供する企画資料やテキスト、画像等を基に、ポスターのレイアウト作成・デザイン・編集を行う。また、必要に応じてイラストの描き起こしや図表の作成、画像の提供・処理、テキストのリライト等を行う。

(2)校了データ(PDF及びAdobe Illustrator等の電子データ)を発注者に納品する。

#### 【規格等】

・規格 A1判1頁、4色

・発行日 毎月中旬(発注者と協議のうえ、決定するものとする)

・発行回数 12回

※発行回数は予定であり、発注を約束するものではない。

### 2 契約期間

令和7年8月1日～同8年8月30日(毎月1回発行。令和7年9月揭示分～同9年8月揭示分の12回)

### 3 工程

ポスター作成の工程は次の通りとする。

| 作業内容       | 時期         | 備考                       |
|------------|------------|--------------------------|
| 出稿         | 発行日の24営業日前 | 企画資料のほか、テキストや画像等を送付する    |
| 初校出し       | 発行日の19営業日前 | 中4日で初校出し                 |
| 初校戻し       | 発行日の15営業日前 | 中3日で初校戻し                 |
| 再校出し       | 発行日の14営業日前 | 翌日再校出し                   |
| 再校戻し       | 発行日の11営業日前 | 中2日で再校戻し                 |
| 3校出し       | 発行日の10営業日前 | 翌日3校出し                   |
| 3校戻し・校了・納品 | 発行日の8営業日前  | 中1日で3校戻し・校了。受注者はデータを納品する |

### 4 委託料の支払い

月額払いとする。

### 5 環境配慮事項

(1)業務を実施するに当たり、やまとEMSの「環境方針」の趣旨を理解し、遵守すること。

(2)発注者への提出書類及び添付資料は、原則として再生紙を使用すること。

(3)市施設内では、できる限りエレベータを使用しないこと。

(4)発注者へ搬入する製品の梱包材は簡易にするとともに、持ち帰ること。

(5)業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底すること。

## 6 路上喫煙防止、ポイ捨て等の防止に関すること

業務を実施するに当たり、大和市路上喫煙の防止に関する条例(平成20年大和市条例第20号)及び大和市ポイ捨て等の防止に関する条例(平成22年大和市条例第13号)の趣旨を理解し、遵守すること。

## 7 その他

- (1) 市政情報PRポスターの著作権は、市に帰属するものとし、市は自由に加工・配布等ができるものとする。
- (2) 本仕様書を変更する場合は、受注者は発注者の承諾を得なければならない。
- (3) 本仕様書に定める業務の履行に際して、市(発注者)が必要と認めるときは、業務実施状況に関する確認又は履行途中における検査を求めることがあるので、これに対応すること。また、業務の手法等に関する改善について、必要に応じ協議すること。
- (4) 受注者は、業務を遂行するために本仕様書に定める以外の方法をとる必要が生じたときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従うものとする。業務遂行上の事故が発生したときも同様とする。
- (5) 受注者は、配布に関して第三者からの苦情又は何らかの問題が生じたときは、直ちに発注者に報告するものとする。
- (6) 疑義等が生じた場合は、速やかに発注者と協議すること。
- (7) 別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。